

第1章 計画の基本的な考え方

1 男女共同参画社会とは

平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定しています。

男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日公布・施行)

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げています。

また、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めています。



国・地方公共団体及び国民の役割

国の責務	地方公共団体の責務	国民の責務
● 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定 ● 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施	● 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む ● 地域の特性を活かした施策の展開	● 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

男女共同参画社会のイメージ図

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化
- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

2 計画策定の趣旨

少子高齢化による人口減少の到来、就業を取り巻く環境の変化、価値観やライフスタイルの多様化など社会が変化する中で、これらの変化に対応し、社会の活力を維持していくためには、男女共同参画社会の実現は重要な課題です。

国では、令和2年12月に策定された「第5次男女共同参画基本計画」において、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の3つを柱とし、各分野における施策の基本的方向と具体的な取組、成果指標等を示しています。

また、2022年7月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は、146か国中116位で、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となっており、より積極的な取組が求められています。

福島県では、男女共同参画基本法に基づき、平成13年3月に「ふくしま男女共同参画プラン」を策定、平成14年3月には「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」を施行し、男女共同参画社会の推進に関する基本理念や施策等を定め、社会状況の変化や現状を踏まえて様々な取り組みが進められてきました。

当町においても国、県の方針に合わせて、平成19年3月に「たなぐらまち男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の形成推進に努めてきました。

しかしながら、防災分野や政策・方針など意思決定の場への参画や労働分野での女性の登用は伸び悩み、家庭や企業での取組では改善している場面も見て取れるものの、固定的な役割分担意識は、未だ根強く残っており、意識改革も道半ばの状況にあります。

このような状況を踏まえ、本町における男女共同参画社会の形成が一層図られるよう実効性のあるアクションプランとして「第3次たなぐらまち男女共同参画計画」を策定し、今後も引き続き男女共同参画社会づくりへの取組を総合的かつ計画的に推進していくものです。

3 計画の位置づけ

本計画は次のとおり位置づけます。

- (1)「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- (2)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- (3)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、「市町村基本計画」として位置づけます。
- (4)「第7次棚倉町振興計画」をはじめとする町の計画との整合を図りながら男女共同参画社会実現を目指す個別計画です。
- (5)国の「第5次男女共同参画基本計画」並びに県の「ふくしま男女共同参画プラン」との調和を考慮し、策定した計画です。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

5 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法に基づき、次の4つを基本理念とします。

- (1)男女の人権の尊重
- (2)社会における制度又は慣行についての配慮
- (3)政策等の立案及び決定への共同参画
- (4)家庭生活における活動と他の活動の両立

また、すべての人の人権が尊重され、共に支え合いながら、性別に関係なく多様な生き方を選択でき、地域社会、家庭、学校、職場などあらゆる場でその能力を発揮し、みんなが笑顔で暮らしていくことのできるまちになることを目指すため、誰もが ともに支えあい 自分らしく輝ける まちを掲げ、基本理念の実現に努めます。

6 計画の構成

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 棚倉町の現状

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

第4章 計画の推進

7 計画の体系

本町における男女共同参画社会の実現に向けた施策をより分かりやすくするため、地域社会、家庭生活、学校教育(保育)、職場、防災の分野に分け、これらの分野ごとに現状及び課題を分析し、目指すべき目標を掲げ、具体的な施策を示しました。

基本目標 1	地域社会における男女共同参画の実現
---------------	--------------------------

- 
- 1 政策・方針決定過程への女性参画の促進
 - 2 男女共同参画社会に向けた意識啓発
 - 3 あらゆるハラスメントの根絶
 - 4 地域活動における男女共同参画の促進

基本目標 2	家庭生活における男女共同参画の実現
---------------	--------------------------

- 
- 1 共に築く家庭生活のための意識啓発
 - 2 育児及び介護に関する社会的支援の充実
 - 3 生涯にわたる心と体の健康づくりへの支援

基本目標 3	幼児教育及び学校教育における男女共同参画の促進
---------------	--------------------------------

- 
- 1 男女共同参画に関する理解の促進
 - 2 キャリア教育の推進
 - 3 健康のための教育の推進

基本目標 4	職場における女性活躍の推進
---------------	----------------------

- 
- 1 職場における女性参画の促進
 - 2 ワーク・ライフ・バランスの推進
 - 3 農林業や商工業等の自営業における女性の積極的経営参画の促進

基本目標 5	防災における男女共同参画の推進
---------------	------------------------

- 
- 1 防災に関するあらゆる分野への多様な人材の参画推進
 - 2 男女共同参画の視点を取り入れた防災の推進

8 SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、2015年9月の国連サミットで採択された「国際社会における2030年までの開発目標」です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(具体目標)で構築され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っており、日本としても積極的に取り組んでいます。

世界を構成する1つの町である本町も、こうした世界規模の目標を十分に踏まえ、本計画においてもSDGsの実現を目指し、推進に取り組んでいきます。

